

別紙－４

歴史調査

## 古文書の解読等の概要について

平成19年度及び平成20年度に収集した第十堰周辺地域等の旧家や蜂須賀家の古文書について、解読文<sup>※1)</sup>の作成、その現代語訳<sup>※2)</sup>を行いました。なお、これまでの古文書収集により126点の第十堰関係の古文書を確認し、平成19年度は76点の現代訳を作成しています。

平成20年度に実施した古文書解読の概要を下記に示します。

### ①古文書の出典

表.1 平成20年度の古文書解読作業状況

| 家名・現所蔵者            | 吉野川関係<br>解読文作成 | 第十堰関係<br>現代訳作成 |
|--------------------|----------------|----------------|
| 三木十五郎家（松茂町歴史民俗資料館） | 27点            | 10点            |
| 蜂須賀家（徳島大学附属図書館）    | 2点             | 2点             |
| 蜂須賀家（国立国文学研究資料館）   | 13点            | 11点            |
| 中財家（徳島県立文書館）       | 1点             | 1点             |
| 木内家（徳島県立文書館）       | 1点             | 1点             |
| その他                | 1点             | —              |
| 合計                 | 45点            | 25点            |

※「その他」は個人宅のため、家名等は未公表

### ②年代

25点の古文書が書かれた年代は、江戸時代15点、明治時代10点と推定されます。

### ③現代語訳の概要

第十堰に関する古文書の主な内容は、江戸時代における船通し関係、明治時代における井組（当時の水利組合）関係のものが多く見られました。

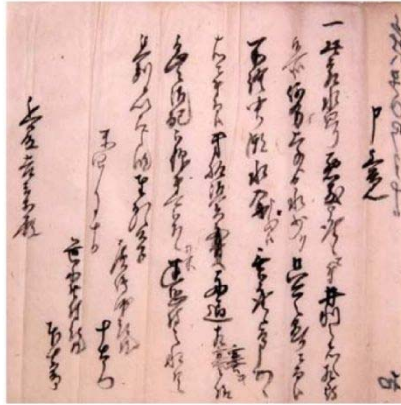
表.2 古文書の記載内容と作成時期の分類

| 記載内容             | 作成時期 | 三木家 | 蜂須賀家 | 中財家 | 木内家 | 合計 |
|------------------|------|-----|------|-----|-----|----|
| 第十堰の普請（改築・補修）関係  | 江戸   | 0点  | 4点   | 1点  | 0点  | 5点 |
|                  | 明治   | 0点  | 0点   | 0点  | 0点  | 0点 |
| 船通しの関係           | 江戸   | 0点  | 9点   | 0点  | 0点  | 9点 |
|                  | 明治   | 0点  | 0点   | 0点  | 0点  | 0点 |
| 第十堰に関する土地・費用負担関係 | 江戸   | 0点  | 0点   | 0点  | 1点  | 1点 |
|                  | 明治   | 1点  | 0点   | 0点  | 0点  | 1点 |
| 維持管理（井組）の関係      | 江戸   | 0点  | 0点   | 0点  | 0点  | 0点 |
|                  | 明治   | 9点  | 0点   | 0点  | 0点  | 9点 |

※1) 解読文とは、江戸時代、明治時代に書かれた草書体の文書を楷書体の文書に解読したものです。

※2) 現代語訳とは、解読文書を全体の意味に重点をおいて現代の文書に訳したものです。

〈解読例〉



申し上げる覚  
 このごろ用水の水回りが大変悪いので、用水管理者(井利の者)に聞いたところ、上流の水が少なく現状ではとても中ノ瀬へ水が増えることはないだろうと聞いております。このことについては、第十堰の船通しをふさいでいただくことを、急いでご許可、ご手配いただけますようお願いいたします。用水下流で迷惑している村の私ども連判により右の件をお願いします。

未4月10日  
 広島浦庄屋 十右衛門  
 近藤吉兵衛殿  
 申上覚  
 一、此節水廻り悪敷御座候二付、井利之者へ相尋候所、何分上手より水少ク、只今之懸り二面ハ所詮中ノ瀬水人■申義ハ無御座候旨申出候、右二付而ハ第拾御閑■舟通相塞キ候様、急々御配被仰付可被下候、井末迷惑村之私共連判ヲ以右之段奉願候、以上

未四月十日  
 広島浦庄屋 十右衛門  
 近藤吉兵衛殿  
 笹木野村庄屋本十郎

原文 → 解読文 → 現代語訳

④古文書等調査によって明らかになったこと

古文書等調査によって、以下の記す主な事柄が明らかになりました。

【第十堰（下堰）建設】

第十堰建設の経緯を記した『阿波藩民政史料』第十関出来申伝運記録（1864）に記された藩役人の名前と宝暦元年（1751）～宝暦4年（1754）に書かれた古文書の藩役人の名前が一致しました。第十堰が1752年に建設されたというこれまで通説は正しいものと推定されます。

【下堰の維持修繕】

蜂須賀家文書の中から13点の第十堰の維持修繕に関する新たな古文書を確認しました。蜂須賀藩も第十堰の維持修繕に対して、頻繁に関わっていたことが明らかになりました。

【第十堰（上堰）建設～県・国による維持修繕】

第十堰修繕負担金を支払っても用水が確保されない等の理由により、明治24年（1891）に井組内の協議により、第十堰を自然に任せ補修や改修を行わないものとする決議録を確認し、井組がこの時点で維持管理を放棄したことを確認しました。

# 古文書等調査によって得られた新たな知見

| 第十堰(下堰)建設  | 下堰の維持修繕  | 第十堰(上堰)建設～<br>県・国の維持修繕   |
|--|--|--|
| 通説の裏付け・新たな史実の確認  | 新たな史実の確認   | 新たな史実の確認   |
| <p><b>注目点1</b><br/>宝暦元年(1751)<br/>井組の嘆願書が藩に受け入れられ、藩の役人から仕様書が出される。『第十堰出来申伝運記(阿波藩民政史料)』の内容と古文書が一致し、通説の裏付けとなる。</p> <p><b>注目点2</b><br/>宝暦2年, 3年(1752, 1753)<br/>第十堰建設を担当した板東清内・日下伊兵衛が、藩より白銀2枚の褒美を受けており、建設時期が裏付けされるとともに、藩から褒美が出たなど新たに確認できた。</p> <p><b>注目点3</b><br/>宝暦4年(1754)<br/>関御普請奉行職が消え、猪子所左衛門(藍方御奉行)・富永吉兵衛(薬碎人支配御師鉄砲商売鉄砲役共)・板東清内(木岐浦魚御分一奉行)の役職が変わっていることが、新たに確認できた。第十堰の建設工事は、この頃には完了していると思われる。</p> | <p><b>注目点1</b><br/>蜂須賀家文書の中から13点の第十堰維持修繕に関する<b>新たな古文書</b>を確認した。</p> <p><b>注目点2</b><br/>天明8年(1788)～寛政9年頃(1797)にかけて、藩と井組による維持修繕が行われた。<b>藩が第十堰の維持修繕に対して、頻繁に関わっている事実</b>を確認した。</p>   | <p><b>注目点1</b><br/>明治17年(1884)にデレーケが吉野川を視察後、第十堰撤去案を唱え、その7年後の明治24年(1891)、修繕負担金を支払っても用水が確保出来ないことなどから、井組内の協議により第十堰を自然に任せることが決議され、<b>井組は第十堰の管理を放棄</b>する。</p> |
| <p>宝暦元年(1751) 中財家文書 (徳島県立文書館所蔵)</p> <p>宝暦2年(1752) 板東清内</p> <p>宝暦3年(1753) 日下伊兵衛</p> <p>宝暦4年(1754) 蜂須賀家文書 (徳島大学図書館所蔵)</p>  | <p>寛政三年(1791)八月廿日<br/>第十堰の決壊場所の修繕工事中に、延長二十二間(約四十二メートル)が崩れ、五月の洪水において破損したことに付き、追加予算をお願いした。勸農方(用水溝築造の條)に申し出た件につき、伺いのとおり承諾を得たので、手配するよ様に御感奉行にお伝えします。</p> <p>人夫 八五〇人四歩 御蔵当り<br/>賃金<br/>賃銀札六八〇目二分二厘<br/>人夫 二八七人三歩 給知当り<br/>賃銀札二九九八分四厘<br/>拜知半分になったので、半分は澤より出る<br/>人夫合計 一三七八七歩<br/>賃銀札合計五二〇匁一分六厘<br/>但し、一人に付き八匁ずつ</p> <p>「蜂須賀家文書<br/>国立国文学資料館所蔵」</p> | <p>「板野郡旧板東村外四拾二ヶ村水利土功会 議案 (三木十五郎家文書)」</p>  |